

2025 年度第 1 回
愛知県人権施策推進審議会会議録

2025 年 7 月 11 日（金）
於 愛知県議会議事堂 大会議室

愛知県県民文化局人権推進課

2025 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 2025 年 7 月 11 日（金）午後 2 時から 3 時 30 分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂 大会議室

3 出席者 委員 11 名
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、
手嶋雅史委員、徳田万里子委員、宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 6 名

4 傍聴者 3 名

5 審議の概要

(1) 開会

（事務局）

ただいまから 2025 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会を開催いたします。
議長へ引き継ぐまでの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします
します。

開催にあたりまして、近藤会長から御挨拶をお願いいたします。

(2) あいさつ

（会長）

本日は、御多忙の中、2025 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会に御出席い
ただきまして、ありがとうございます。

さて、2 月の 2024 年度第 2 回審議会では、「プランの評価等」について、様々
な御意見をいただいたところです。本日は、それらの意見を踏まえて、事務局で
作成された案について、委員の皆様に御意見を伺ってまいりたいと考えており
ます。委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまし
て、私からの挨拶とさせていただきます。

（事務局）

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第 4 条により、審議会の議長は会長が行うこととなっております。以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第 5 条第 2 項に基づく会議録の署名につきましては、後藤委員と手嶋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 議 事

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。

(1) プランの評価等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料 1 に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

まず、前回都合により欠席させていただいたため、前回の意見を踏まえておりませんので、もう議論済みのことでしたらお許しいただきたいと思います。

ただいまの説明を聞いて、私は、1 つ大きな問題点として、今回行うべき評価の重要なテーマが少し欠落しているのではないかと思います。

つまりどういうことかという、今回この人権の計画や取り組みのなかで、条例を含めて特に重要な点は、例えば、ヘイトスピーチに対する対応やインターネットに対する対応、総合的な相談機会の充実、ファミリーシップの宣誓制度など、このようなところだったと思うのですが、そのようなものがずばり評価されていません。相談については少し触れてありますが、これらは重点的で、非常に重要な事項ですので、ある程度達成できたら「達成できた」で良いのですが、やは

り何らかの形で評価の中に入れておかないといけないのではないかと感じました。

特に、インターネットについては何も書いていないので、それについて見ますと、例えば、ヘイトスピーチについての問題として、「改善する手続きをとったが、削除まで至ったケースは本当に少ない。この辺りはしっかりとフォローしなければいけない」とか、そのあたりをやはり指摘する必要があるのではないかと思います。

総合相談についても、「なぜ相談件数が少ないのか。日によっては1件もないという日もある。特に、法律相談については、4回しかなかったというのはやはり周知が不十分だ」とか。また、相談者についても、相談者の体制や能力などに問題はなかったのかどうか、そういうもののチェックが必要なのではないかと思えます。

いずれにしろ、重点的な、重要なものについては、良かったならば「良かった」で良いのですが、それはやはり何らかの形で評価のところに書いておかないといけないのではないかという私の意見です。

(事務局)

ありがとうございます。今委員がご指摘いただいたのは、この評価(案)のところにに入れるべきという御意見でしょうか。

(委員)

そうです。それで、場合によっては上の方に取り入れても良いです。やはり評価のところに、「これは順調にいった。しかし、本件は重要なことなので、さらに続けて努力する。」というような一文がないと。条例の一番の目玉は、やはりヘイトスピーチの問題であったので、何も評価していないというのは、県民の目から見たら少しどうかというように私は思います。

(事務局)

ありがとうございます。

今回この資料1には、特に評価を上回ったものと評価を下回ったものを抜粋させていただいております。委員がおっしゃったのは、例えば、ヘイトスピーチに関しましては、別冊にその詳細がありますが、それを特出して評価に入れるべき、という御指摘でよろしいでしょうか。

(委員)

だいたいそのような趣旨でございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

今の件につきまして、この年次レポートの「インターネットモニタリングの実施」では、昨年度削除された件数が4件しかないということで、確かに少し少ないと思うのですが、確か東京都の議論を別のところで聞いたときに、どうも半年後ぐらいには削除されているという報告を聞いたことがあります。そのため、年度単位で、3月までの削除要請を3月末現在の削除件数で表示するというのは、少し無理な話なので、少し後の〇月末現在なら、ひょっとしたらもう少し削除件数が増えているのかなという気もします。そういうことができるかわかりませんが、削除要請されてすぐ削除という訳には多分いかないのでは、そのタイムラグを少し考慮した形の表を作ると良いと思います。

(事務局)

今回は2024年度のレポートという意図でこの記載にさせていただいておりますが、御意見として承知いたしました。

(会長)

委員の御意見の件の修正はどうでしょうか。何か少し変えていくことができそうでしょうか。

(事務局)

今ここには、目標を上回って達成したものとできなかったものを踏まえて、「目標を達成した」と案のとおり評価をまとめさせていただいているのですが、もう少し条例やプランの中で記載されている重要事項について、しっかりと触れるように、もちろん量を少し増やす形にして、まとめてまいりたいと思います。修正させていただきますので、よろしくお願いします。

(委員)

とても基本的な、私自身が理解していない上での御質問だったら申し訳ないのですが、まず、資料1の最後のところは、人権施策推進審議会による評価を出すためのプロセスだと思うのですが、この最終評価に関しては、「目標を上回って達成した」「達成した」「達成できなかった」の3つがあり得るということですか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

「目標を達成した」という施策目標が2つあって、最後が「目標を達成できなかった」というのは、どの部署が担当していたかということもあって、厳しく自己評価されているなという一方、他の管轄の皆さんがやられている施策の目標設定自体がそもそもどうだったのかというところや、アンケートの結果が90%好意的な評価だったとなると、それだけでほぼオーケーとされているように受けとめられるところもあるので、とても評価が難しいなという印象を受けました。

なので、評価のⅠ、Ⅱ、Ⅲのうちで、多分Ⅰはあまりなくて、ⅡかⅢの2択だとすると、「目標を達成した」としてしまうと、少しモチベーションが次に繋がるのかなというところがあるので、この間にあたる評価があると良いのかなと思いました。要は、「概ね目標を達成しているけれども、問題点がある」ということが文章の中に、もちろんあるのですけれども、それはもう少しわかりやすいように、評価基準を設定できると良いのかなと。根本的にそれはもう難しいということであれば良いのですが、「目標を達成した」と本当に言って良いのかなと正直思いました。

具体的に申し上げます。例えば、条例自体の周知においては、この別冊では、「2022年度に実施した県民意識調査では、条例の認知度が7.4%だった」ということですが、その後この調査は多分されていないのですよね。なので、現在の数値がわからない状況ですが、単純にみると、「7.4%からどれくらい上がったのか」ということがわかって初めて評価し得るのではないかなと。もし、仮にこれがまだ20%や30%ぐらいだとすると、厳しい評価にならざるを得ないと思うのです。

厳しい評価をすれば良いというものではもちろんないと思うのですが、各担当部署が今後のモチベーションに繋げていただくために、もしかしたら1個1個の評価をもう少し精査すべきものがあるかもしれません。そういうものも含めまして、総合評価のところで、自信を持って「達成した」という言い方は少し慎重にしたほうが良いのかなというように思います。

難しいところですけど、頑張ってくださいしているところもある一方で、次の課題もあるということがわかるような評価を表記することができると、なお良いと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。今の御指摘は、評価全体の「目標を達成した」という部分ではなくて、その下にある表現をもう少し留意すべきということによろしいでしょうか。

(委員)

折衷案のようなものがあるのであれば、表題自体も本当は変えたほうがいいのでしょうか。けれど、「目標を達成したということはオールクリアということではない」ということをもう少しわかりやすくした方が良く、という趣旨でございます。そのフォーマットはもちろんお任せいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

例えば、資料1の評価(案)のところに「Ⅱ 目標を達成した」とする」と書いてあり、下に詳しい説明があるのですが、これは、このⅠ、Ⅱ、Ⅲという段階で評価するのと連動させて「Ⅱ 目標を達成した」とする」というようにしたただけのもので、評価のこのタイトルをもう少し折衷案的なものに考えさせていただきます。

(委員)

もし誤解を受けると、次のモチベーションにも繋がりません。それに、県民にも、「これで目標を達成したと思っているのか」という印象を持たれてしまっても良くないので、そういう面でもう少し工夫ある表現があると良いと思います。やはり皆さんここをすごく注目されると思うので。

(事務局)

ここの大きな表現を少し考えさせていただきます。

(会長)

具体的に、「概ね目標を達成した」とするとか。かなり目標を達成したが、達成できてないものも現にあるわけですから、ということですね。

(委員)

その通りでございます。

(委員)

例えば、改善点や課題点のところを「概ね」といったようにすると、多分綺麗かなと感じております。それはきっちり考えていただければ良いのですが、他で2つほど少し確認したいところがあります。

1つは、資料1の1ページ目「(2)①人権施策推進本部」のところなのですが、人権施策推進本部が本来総合的な推進を図るところを期待されていたのですが、それが上手くいっていないとあります。これは、「無くても他の形で上手くいったから機能しなくても良かった」という話なのか、「機能しないといけなかったのだけれども、総合的な役割が担えなかった」という話なのか、どちらなのかというところを少し確認として教えていただきたいです。

もう1つは、同じく「③あいち人権センター」における人権相談のところの上段に「一部、相談者の理解を得られないものがあるなど、関係機関との連携がまだ不十分であった。」とあります。この文章の書き方は、「相談者の理解を得られないものがあるなど」が、「関係機関との連携がまだ不十分」に繋がる文章だと思うのですが、このあたりが少しわからなくて、「相談者の理解が得られない」ということと、「関係機関との連携がまだ不十分」というところが、正しく意味として繋がっているのかなと少し疑問があります。あと、「相談者の理解が得られなかったことが問題」というところが、なんとなくこういう書き方をすると、何か相談者に問題があるのかなと読まれかねない気がします。恐らくは、その「相談者の相談に十分に応じられなかったこと」があって、それは「連携が上手くいかなかったからこそ十分応じられなかった」という話のような気がしていて、そうだとしたら、こういう形の文章じゃなくて、「一部十分に応じられないものがあるなど、関係者などと連携を〜…」といった表現の方が適切ではないかと思います。これは、もともとここへ書きたかった意味がそういうことなのか、そうではなくて、「ちゃんと説明したけど理解してもらえなかった」という話を言いたかったのか、そのあたりを少し確認したいです。

(事務局)

ありがとうございます。

1点目でございますが、推進本部は「無くても機能した」ということではなくて、「必要だったのですが、機能させて、総合的に推進することができなかった」という後者の意味でございます。

もう1点、相談の件でございますが、これも今委員が言われたそのとおりでございまして、「相談者の問題ではない」ということでございます。こちらも記載の問題でございますので、少し修文を検討いたします。

(委員)

私は、この「別冊「あいち人権推進プラン」関係施策実施状況（2024 年度）に関する評価」で、気づいた点を申し述べたいと思います。

この別冊で、「ここは良かったな」と思うところは、「目標を上回って達成した」また「目標を達成した」という部局においても、必ず課題や改善点を記載いただいているところです。前回の会議で意見を差し上げたのですが、きちんと書いていただいたのは非常に評価ができます。

ただ、その一方、一覧として見たときに、この 2024 年度の評価が「目標を達成した」あるいは「上回って達成した」という局で、課題・改善点をかなり具体的に書いていただいている一方で、「目標を達成できなかった」という評価になっている部局は、この課題・改善というところが非常に抽象的な記載になっているのかなという印象を受けるところがあります。県民が見たときには、「目標を達成できなかったのであれば、より課題や改善点があるのではないか」というように思われるのではないかと思います。この別冊を訂正してくださいという趣旨ではございませんので、翌年度以降、このあたりは緩急をつけるといいますか、その点を留意して記載いただいたらどうかと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。適切に反映させていただきます。

(委員)

2 点ございます。1 点目は、先ほどありました人権施策推進本部の話です。この本部の位置付けも含めてですが、多分 2024 年度でいえば、交差性が非常に重要なことということで、ここが中心となって交差性のところも実施されたのかなとは思っているのですが、それが上手くいかなかった理由とか、例えばこの推進本部の体制自体を、イメージ的には知事の直属とか、そういった部署に格上げをして全部署を統括するような形の改変といったことも含めて何か考えておられるかどうかというところを聞きたいです。

それと、2 点目は、人権擁護委員連合会の関係のところ、啓発関係で「非常に目標を上回った」という評価をいただいているところもあり、今後とも一緒に協力してやっていきたいと思うのですが、その中で、別冊の「人権擁護委員連合会補助金」の課題・改善点というところで、「地域によって啓発活動に温度差がみられる」という話があるのですが、このあたりをもし具体的に今わかれば教えて欲しいなと思います。もしわからなければ、ネットワーク協議会等で情報共有していただければ嬉しいなと思います。

(事務局)

1点目でございますが、この本部は、県庁の各局に総括する課を構成課として設置してありまして、機能できていないという以上あれなのですが、こういうプランなどの共有があまり図られていないというところがございますので、交差性も含めて、来年度以降どのように各部門に流していくかということも検討していかなければと思っております。

(委員)

そういうような協力を押し進めるのであれば、せっかく本部という名前がついているので、きちんとした形で権限を与えられた方が良いのかなと少し思っております。

(事務局)

体制を検討してまいります。申し訳ございませんが、どうすべきかというのは、具体的に今この場では申し上げられません。

(事務局)

私はネットワーク協議会に参加させていただいているのですが、市町村では、熱心に取り組まれているところと、若干温度差があるところもあるのかなという印象を受けております。それぞれ各市町村の御事情があつてのことだと思いますので、あまり私どもの方から、「温度差があるからこう改善していくべきだ」というようなことを申し上げられる立場でもないのですが、課題点としては、やはり県内同じような形で啓発活動等推進できればという思いで、ここに書かせていただいたという次第でございます。

(委員)

市町村の、自治体のレベルで、ということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

わかりました。

(委員)

少し教えていただきたいのですが、先程の事務局の説明で大変よくわかった

のですけれど、例えば資料 1 のデータを見ますと、かなり「目標を達成した」という項目が多くて、「達成できなかった」というのは、例えば、包括性の中では 82 項目のうち 5 項目とか、それから、多様性のところでは 278 項目のうち 5 項目というようになっています。多くは「目標を達成できた」というレベルだと思うのですが、このあたりの達成率の公表というものは、例えば、円グラフで示すとか、何かそういうことは考えておられるのでしょうか。

(事務局)

県民の皆さまが見やすい資料という観点から必要と思います。それも含めて、資料を改変したいと思います。ありがとうございます。

(委員)

ざっと主観なのですが、全体を通すと、もちろんできてないところを「なぜできなかったか」ということで改善点を図るのが有意義なのですが、やはり「達成できた」というのがかなり多いというのはある程度評価して、円グラフでも棒グラフでもいいのですけれど、かなりの割合の事業ができ、達成できたというあたりを、もちろん主観も入ってくると思うのですが、標榜しても良いのではないかなというような感じを受けました。

(委員)

御説明ありがとうございました。300 も超える施策の取り組みをされていることに、私は敬服いたします。大変なことだろうと思います。

その中で申し訳ないのですが、細かいことはあまり言いたくないのですけれども、インターネットによる人権侵害の分野について 1 つお話をさせていただきます。

施策は 11 個のうち 11 個すべてが達成しているので、全体的なものはこれで良いかと思っています。というのは、インターネットによる人権侵害の施策は教育や啓発のところが主ですので、それを達成したとするのも、私は皆さんの努力の成果と思うのです。別冊で、2024 年度に関する評価を具体的に表記している資料があります。その中にも、もちろんインターネットの分野の人権侵害に対する施策が幾つか入っていて、モニタリングについて評価がされています。実施計画とか実施状況とかは良いかと思うのですが、その右の箱に達成状況の説明があります。先程も少しお話が出ていましたが、特に部落差別のところは、年次レポートに、その実施状況が数字で表現されています。先程、削除申請をしても、実際に削除されるまでの間に時間差があるということもありましたけども、それを考慮しても、部落差別が 203 件あった中で、削除申請が 3 件ということは、

つまり、残りの 200 件については、黙認、放置されたという状況になっています。それに対して、別冊の達成状況に関しての表記では、「報告の約 5 パーセントの投稿について法務局へ削除要請を行い」とあります。ここはその通り事実だと思うのですが、その後の文章で、「人権に関わる様々な問題の解決に繋げることができた。」と書かれているのです。このように言いきって良いものだろうかとは私は疑問に感じています。全体的には良いのですが、ここの文章だけ捉えると、200 件も対処できてないのに繋げたと言い切っているのかと感じますので、この表現は再考したほうが良いのではないかなと、私は感じました。

(事務局)

ありがとうございます。

今ご指摘があったように、「解決に繋げることができた。」と、少し言い切った表現になっておりますので、それは再考させていただきます。

今回、部落差別について 3 件削除要請をしております、残りはどうだということも、この説明の中でわかるようにしたいと思いますので、そうした修正もあわせてさせていただきます。

(会長)

今ので、要するに、悪質とか違法性が高いと思わなかったから削除要請をしなかったのか、それとも、個人に関係したり、個人を特定したりしているものは削除要請をしないと聞いたことがありまして、そういう件数が多いからということなのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりでありまして、今回の 3 件というのは、特定の識別情報の摘示であったり、その箇所を特定するような表現だったりするものでありまして、これは絶対にあってはならないということで削除要請をさせていただいたのですが、後は、あってはならないと思うのですが、著しく悪質という削除のレベルまではいかないのかなというもので、今回削除要請まで至らなかったということでございます。

(委員)

まず、その流れの関連のところなのですが、「人権に関わる様々な問題の解決に繋げることができた。」というところで 1 つ。繋げることができたのは、やはり削除されたものは繋がったと思うのですが、要請したら人権問題解決に繋がったわけではないですね。だから、多分この「繋げることができた」とこ

ろというのは、実際に削除された、この資料では4件ということなので、仮にこのような感じの文書でいくとしても、そういう点でも、文章的に少し誤解を招くのではないのかなという気がします。また、4件は確かに繋げることができたものがあると思うのですけれど、「評価する」という書き方で良いのか、確かに疑問な気がします。ただ、愛知県自体の施策としての評価で、結果ではないということであれば、表現を変えることで、達成できているとも言えるのかなという気はするので、何をやったかというところの評価ということがちゃんとわかるようにしていただいた方が良いのではないかなという気がしております。そして、改善点の方に、結果がちゃんと伴っていないところで、「結果をもっと高めるには」ということを、もう少しわかるように書くと良いのかなという意見です。

(事務局)

御意見ありがとうございます。修正をさせていただきます。

(委員)

他の委員が御質問いただいたことで、もやもやしたところが大分理解できたのですけれど、既に議題に出ているところで2点ほど再度確認をさせていただきます。

1点目は、「市町村に対する働きかけ」というところです。そちらについて、「市町村が行う人権施策への支援」と「市町村の人権施策に関する計画策定を促進」をやっているかと思うのですけれど、計画策定が進まない背景というのは、「県による個別課題の人権施策への支援が十分に行われているので、市町村独自で計画を作る必要性がない」というように受けとめられているからなのか、「やはりきちんと市町村独自で人権施策計画を作り、市町村として県とは違う役割をしてほしい」みたいなことをきちんと伝えながら、それを推進しているのかどうか、ということの確認です。人権施策というのは、「女性」「障害」「部落差別」などの個別課題の人権施策ごとに担当がわかれているような大きな規模の市もあれば、小規模な市町村だと全部一緒にやっているようなところもあるのかなというように思っているのですけれど、そのあたりも含めて、県による個別課題の人権施策への支援というのと、計画策定を個別に主管課長へ依頼しているところを、どのように切り分けて行っているのか、ということを確認させていただきたいです。

2点目は、人権センターにおける相談について、いろいろ委員の方から御確認があったのですが、私もこの文書が十分に受けとめられていません。事例の少ない相談に関して、何か理解が得られないみたいに読めてしまうのです。これは、「事例や実績がないために連携先などが十分開拓されていないからこそ事例を

蓄積していく」という意味なのか、それとも、「多様な連携先を見つけておかなければいけない」という意味なのか、そこがよくわからないので、そのあたりをもう少し説明していただけると、やらなければいけないことが見えてくるのかなと思います。

その2点について教えていただけますでしょうか。

(事務局)

市町村に関する御質問は、県の支援とはどういうことか、ということでしょうか。

(委員)

「市町村に対する働きかけ」については、市町村が行う人権施策への支援と、市町村の人権施策に関する計画等の策定の促進という、2つに分かれているかと思うのですが、その人権施策への支援をやっている市町村の担当者は、「県がしている支援と一緒にやっていれば、自分たちの市町村の施策はそれで十分だ」と思われているようなところもあるのか、そうではないということなのでしょうか。「市町村は参加してくれるが、独自計画の策定が進まない」というようなお話があったかと思うのですが、そのあたりはどのように市町村に説明されているのかなと思いました。

(事務局)

市町村への支援ということなのですが、やはり人権施策については市町村としても体系的に作ってやっていただけると良いということで、実際やられているところもいくつかあるのですが、そうした良い事例等を市町村の課長会議等で、県内のまだ作られていないところに対しても説明をしていく、そうした県としての支援をしています。一方で、金銭等についても、国からの補助を県を通して実施し、支援等もしているところであります。

(委員)

そうしますと、この支援とは、主に計画づくりへの支援というような意味でおっしゃったのでしょうか。人権に対する横串にあたる施策はもう市町村にお任せしている、ということで、県がそのあたりまで関わるということではなくて、人権の計画づくりの支援をされているということでしょうか。

(事務局)

そうですね、横串というのはやはり各市町村でもやられていることと思いま

すので、人権の計画づくりとしての支援となります。

(委員)

直接この文言がどうこうということではなくて、感想その他を言わせていただこうと思います。

昨年度も愛知県の障害者における人権問題があつて、名古屋城の問題であつたり、あと特に愛知県の担当の職員さんにはご努力いただいた、グループホーム恵での大きな虐待事件の案件があつたりしました。

なかなかここでは虐待に対して「目標を達成できた」とは書きにくいことは私も承知しておりますが、私から見て、県の職員さんにはグループホーム恵に関して本当に多大なる御努力をいただいて、障害者の方たちがグループホームから退出・退去させられることなく、今普通の生活ができているということには、ここに書くことはなかなか難しいかもしれませんが、感謝申し上げたいと思います。

(委員)

私も感想なのですけれども、読んだときに僅かに違和感を覚えたところがありました。皆様から質問があつて、いろいろと御説明をいただいて、大分明らかになりました。

それで、やはり実際その渦中にいる人にとっては、事態がそんなに進んでいるとは思えないというか、「未だに酷いじゃないか」という思いでいらっしゃると思うのです。具体的な1つ1つの項目というのも、とても細分化されているので、「それを達成されていますと言われても、何も変わっていないじゃないか」という怒りというか、それもあると思うので、先程から出ている表現の問題は1つとても重要なことだなと感じました。よろしくご検討いただきたいと思います。

(会長)

では、いろいろ御意見が出ましたので、それを踏まえて事務局案を修正すること、進めていただければと思います。

(事務局)

御意見をありがとうございました。修正をさせていただきます。今後会長と事務局で調整をさせていただき、皆さまにメールでご連絡したいと思いますので、よろしくお願いします。

また修正し次第、速やかにホームページ等にあげていきますので、よろしくお

願います。

(会長)

ありがとうございます。

では議事の(2) **その他**に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

＜資料 2、3 に基づき説明＞

(委員)

最初の交差性の話なのですが大変意欲的に取り組まれている内容だと敬意を表したいと思います。

それで、この交差性について考える際に重要なのは、やはり具体的な事例で、「こういうことが交差性なんだ」ということをわかってもらわないと、理解がなかなか進まないわけであります。例えば、ここでも部落差別のことが書いてありますけれど、部落差別は交差性と関係が深く、大きな問題だと思います。私は、先日高知県のある市に呼ばれて、行ってきました。その市も被差別部落が多いところなのですが、そこの被差別部落を見ると、やはり貧困や高齢問題、障害者問題、住宅の老朽化、失業など、いろいろな問題が絡み合っています。まさに部落差別というのは、交差性の塊なのですね。是非、こういう具体的な事例で研修や取り組みをやっていただきたいです。

同じようなことで言えば、福祉の問題ではまさに交差性が一番ポイントで、多分これで悩んでいる人がいっぱいいらっしゃるのですが、高齢者でお子さんが障害を持っていたり、ひきこもっていたりする。もう将来が心配だ、と、両方の問題を抱えている家庭が、多分愛知県もいっぱいあって、これが手つかずの分野なのですね。例えば、高齢で自分は特養に入るけれども、子どもを自宅に残しておくわけにはいかない。それであれば高齢者施設で、知的障害者が入所できるかといえば、できない。だから、今私が個人的に試みようと思っているのは、高齢者の特養と障害者施設をくっつけるとかですね。いろんな工夫をしないといけない時代で、これはまだ国の方の制度にありませんから、何かで工夫して、いろいろとやっていきたいと思っています。今日、愛知県の福祉部局のいろいろな取り組みを見ましたが、まず認識がまだ不十分だと、まさに交差性こそ、今、福祉の課題だと思いますので、是非具体的な事例で取り組みをしていただきたいと思っています。

それから、2点目の優生保護法については、私自身も、去年の12月、東京弁護団の団長を務めていた関谷先生と、原告の中心だった、仮名ですが、北三郎さ

んを招いて、お話を聞いたことがありました。その時、ここに書いてあるとおり、差別の問題は優生保護に関する人権問題の中に入るのだと思うのですけれども、未だ、手術を受けた人に対する国民の差別が残っているので、北三郎さんはあくまで仮名で原告として参加せざるを得なかった、名前を出してしまうと親族が迷惑してしまうのだと、そういうことを聞きました。この取り組みの中に一部入っていますけれども、やはり本人への差別・偏見の問題が非常に重要だと思います。

それから、もう 1 つの観点として、優生保護法は昭和 23 年にできましたが、この法は全会一致で通っています。当時の議事録はインターネットで見られますが、議事録を見てみると、憲法問題に対する問題意識が欠けていて、また、当時のメディアもその反対意見が少なかったのではないかと思います。まさに、国民全体が人権問題に対する意識が乏しかったのです。日本国憲法が、その前年の 5 月に施行されているのにもかかわらず、あのような優生保護法が議員立法で作られてしまった。そういうことであるので、私たちも含めて、国民全体の問題として、やはりしっかりと受け止めなければいけないのではないかというように思っております。

それと、もう 1 つ付け加えますと、教科書を見てみますと、昭和 50 年頃の教科書の保健体育には、優生保護の話が詳しく書いてあるのですね。そういうものが、場合によってはまだ影響を与えているかもしれません。例えば、通信教育をやっているトライで、水俣病は遺伝だというような記載が今でも書いてあったとあり、びっくりしました。同じようなことが起こらないように、やはりしっかり学校教育の問題も大変重要だと思いますので、そういう意味でも注意してやっていただければと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

交差性につきましては、まだまだ認知が少し進んでいないところで、交差性と言われたときに「なんだろう」という答えが返ってくることもあるので、まずはその交差性というのはどういったものなのかというのを、庁内にしっかりと周知をしていきたいと思っております。

それから、各所属で、女性問題を担当しているところや障害者を担当しているところ、高齢者を担当するところなどがあります。そういったところと連携を密にしながら、どういった問題がそれぞれあるのかというのを洗い出していきたいと思っております。その中で、交差性について、どういった対応の仕方があるのか、検討していきたいと思っております。なにぶん私どもも新しい課題となっておりますので、なかなか大変なところもございますけれども、チャレンジして

いきたいと思っております。

それから、私個人的には、「1 人の人間が複数の差別を受けている」という概念で考えていたのですけれども、委員から御指摘いただいたような、「親と子の関係で、問題がある」というお話を伺いまして、そういうこともあるなというように認識をさせていただいたところでございます。そういったところも、勉強を進めて、あわせて解決していけるような方策があれば良いなと考えておりますので、そういったことも考えていきたいと思っております。

それから、旧優生保護法につきましては、去年7月の最高裁判決が出て、急に国の方も動き出したような形になっておりまして、もともとこういった問題というのはあったというように認識はされていたものの、最高裁判決を受けて急に動き出したというところが、我々としても少し反省すべき点だと思うのですが、国としても、もっとできなかったのかなという自戒を込めて思っております。

資料3の3に、関係施策実施計画ということで、私どもの課でも当然周知に務めてまいりますけれども、教育委員会や保険医療局、福祉局等と連携しながら、しっかりと周知や啓発に努めてまいりたいと思っております。

(委員)

私からも、今委員からご指摘があった優生保護法に関して、一言お願いも含めて申し上げたいと思います。

まず、県としてこういったプランに記載を追記していただけるというのは、県の態度表明として大変ありがたいなと思っております。

ただ、少し気になる文章といたしますか、これは案ということですので、もしできるのであれば、もう少し工夫していただきたいと思いますが、「そこで、本県としては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する補償金の支給等について周知を図るとともに、」とあります。ここに関して質問ですけど、周知というのは誰への周知なのかというところでございます。

文章だけで見ると、一般国民や県民に対して、「こういったものに対して補償を払わなければならない。国や行政も主導権を持って、それが実現するようにやらなければならないことだ。」という理解を、差別との絡みでやっていく必要があるというの、1つの啓発活動として必要だと思うのですが、もう1つ大事なことは、被害に遭われた方に対しての救済という意味で、補償が実現する必要があるわけでございます。「それもちろんと県としてやっていきますよ」という態度表明、意思表示なのかなというようにも理解したので、もしそうだとすれば、もう少しわかりやすいように書いていただくと良いのかなと思いました。

また、この被害者の方々は非常に高齢化していて、もう時間的猶予がございません。ましてや、亡くなられている方に関して言えば、相続人の方々にも知って

いただく必要があるというところがありまして、個別通知の件がおそらく県や担当部署でご検討いただいているところだと思いますが、他県ではもうそれを実施しているところもあるやに聞いております。愛知県も是非ということで、今そういう動きがあるというように聞いておりますので、可及的速やかに補償が実現するように努力していくというような、そういったニュアンスのことを、この文面に入れられると、具体的に動いていくところに対してのひとつのモチベーション、或いはインスパイアになるかなというように思います。可能な範囲でご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

こちらの周知につきましては、資料 3 の 3「旧優生保護法補償金等支給事務」ということで、リーフレット等の媒体によりまして、補助金の支給に関する周知・広報をするということになっております。こちらは保健医療局が所管しておりまして、もちろん対象となる方への周知ということは含まれております。それから、どのようにそういった方々を掘り起こしていくかというところは、今、保健医療局で検討しているところでございますので、また進んでいくものと思っております。

(委員)

担当部署が努力をされていることだと思いますので、このプランにあまり具体的なことを書けないというのはよくわかり、理解はしているところですが、前のときも申し上げましたが、被害に遭われた方々自身が、自分から被害を申し出るのが難しいというのが、この事案の特徴でございます。つい最近全国の弁護団がこの件に関しての電話などでの相談に応じる 110 番を実施したようですが、全国的にも、ほとんど御自身からの申告がないという状況と聞いています。やはり行政からアプローチしないと、本当の意味での被害回復、補償というのは実現が難しい事案だということを踏まえて、可能な範囲で、総論的なところからも態度表明をしていただけるとありがたいと思っております。

(事務局)

承知しました。文案につきましては、私どもだけで考えているわけではなくて、他部局も入って考えておりますので、そういった御意見もいただきましたので、これについても少し検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

(委員)

関連した話でお話をさせていただきます。優生保護法の追加記載(案)のところに、「こうした過ちを二度と繰り返さない」と書いてあります。これはその通りなのですが、何かこの文章は、当事者の方からすると、もう過去の話のようなニュアンスが伝わってしまうので、良くないかなと思って読ませていただきました。先程、委員からもありましたけれども、被害者は多くが高齢化をして、一刻も早い救済が必要です。過去の問題ではなく、現在進行形の今の問題なのだというところのメッセージがもう少し伝わるような形で工夫していただけるとよろしいのではないかと思います。

(事務局)

承知いたしました。どのような書き方をすればいいのか、また少し検討させていただきますと思います。

ありがとうございます。

(会長)

御意見、御質問が他にないようですから、これで終わらせていただきます。

委員の皆様には、前回に引き続き御審議いただき、誠にありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

ただいまの旧優生保護法にかかるプランへの追加についてなのですが、こちらにも、今、御意見等いただきましたので、先ほどの評価と同じように、会長と確認させていただきまして、皆様にも修正後の案をお知らせしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、最後に大橋人権推進監から閉会のご挨拶を申し上げます。

(事務局)

長時間にわたり、御審議をいただきまして、ありがとうございます。

大変勉強になりました。今後も引き続き御支援、御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これをもちまして第1回愛知県人権政策推進審議会を終了させていただきます。